



小規模事業者政策について

平成30年5月17日

中小企業庁

小規模事業者の現況

「小規模事業者」等の定義と変遷

- 中小企業基本法、小規模事業者支援法において、「中小企業者」、「小規模企業者」、「小規模事業者」を規定。
- 小規模事業者を中心とした中小企業政策の再構築により、「小規模事業者」の定義を拡大。

平成25年以前の定義

	中小企業基本法			旧・小規模事業者支援法
	中小企業者		うち 小規模企業者	小規模事業者
業種	資本金 または 従業員	従業員	従業員	従業員
製造業その他	3億円以下	300人以下	20人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下	5人以下

平成25年に「小規模事業者」の定義を一部拡大

現在の定義

	中小企業基本法			小規模事業者支援法
	中小企業者		うち 小規模企業者	小規模事業者
業種	資本金 または 従業員	従業員	従業員	従業員
製造業その他	3億円以下	300人以下	20人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下	5人以下
サービス業 (宿泊業・娯楽業以外)	5,000万円以下	100人以下	5人以下	5人以下
サービス業のうち 宿泊業・娯楽業				20人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下	5人以下

「中小企業者」

「小規模企業」

「小規模事業者」

「小規模企業」+「小規模事業者」
約325万者

商工業者
製造業、建設業20人以下
サービス業等5人以下

商工業者以外
(農業、医業等)

宿泊、娯楽業
(6人～20人)

(参考) 諸外国の小規模企業・小規模事業者の定義

- 日本のように「中小企業」よりも小さい企業を個別に定義する国は珍しくない。
- また、「小=small」よりも更に小さいマイクロ、個人形態の企業を個別に定義する国も有り。

	日本 (小規模企業・小規模事業者)	EU (small-I enterprise)	EU (micro- enterprise)	フランス (auto- entrepreneur)	ドイツ (kleine- Unternehmen)	アメリカ (micro-enterprise)	韓国 (小企業)	韓国 (小商工人)
従業員 要件	20人以下 (商業・サービス業 5人以下)	10人以上 50 人未満	10人未満	個人	9人以下	5人以下 (経営者を含む)	常駐従業者10人未満 (製造・建設・運輸は 50人未満)	常駐従業者5人未満 (製造・建設・運輸は 10人未満)
資本 要件	-	総資産1千万€ 以下 大企業の出資 比率25%以下	総資産200万€ 以下 大企業の出資 比率25%以下	個人	-	-	-	-
売上 要件	-	1,000万€以下	200万€以下	商業 82,000€以下 サービス 32,900€ 以下	100万€未満	-	-	-
その他	-	-	-	18歳以上の手工業、 商業、自由業の分野 で働く個人	-	一般的なローン、エク イティ、その他金融 サービスへのアクセス を持たないこと。		

※EU加盟国については、欧州委員会勧告以外にも独自の概念・基準を設けている国を記載

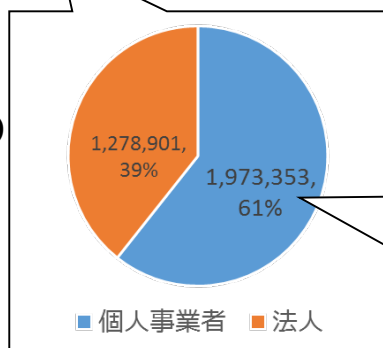
小規模事業者の概況

- 我が国の小規模事業者数は**325.2万者**、全事業者の**85%**。そのうち、6割が個人事業者(197万)。
- 従業員数では、1,127万人 **(23%)**、付加価値額で33兆円 **(16%)** を占める。
- 個人事業者の197万人は、税務統計上は営業等所得のある個人が389.6万人となっており、325万の外にさらに200万人が存在している。



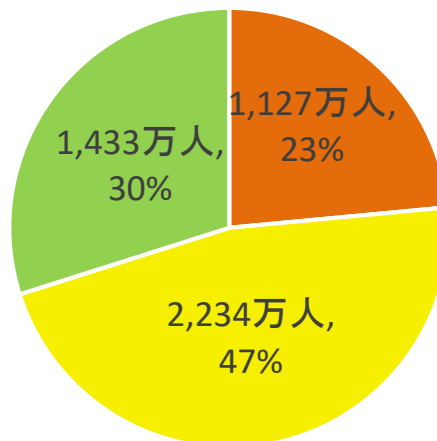
出典：平成26年経済センサス再編加工

小規模事業者の経営組織



経済センサスでは、フリーランス、SOHO等の外観で把握困難な事業所を補足することが難しい。
 このため、税務統計と差が生じている。
 税務統計上は、営業等所得がある個人≡個人事業主数は**389.6万人**（平成28年国税庁統計「申告所得税」）

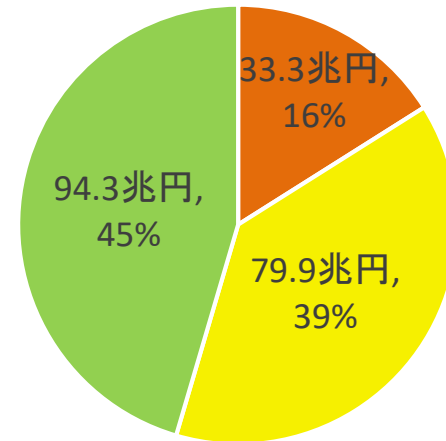
従業者数



■ 小規模 ■ 中規模 ■ 大企業

出典：平成26年経済センサス再編加工

企業規模別付加価値額

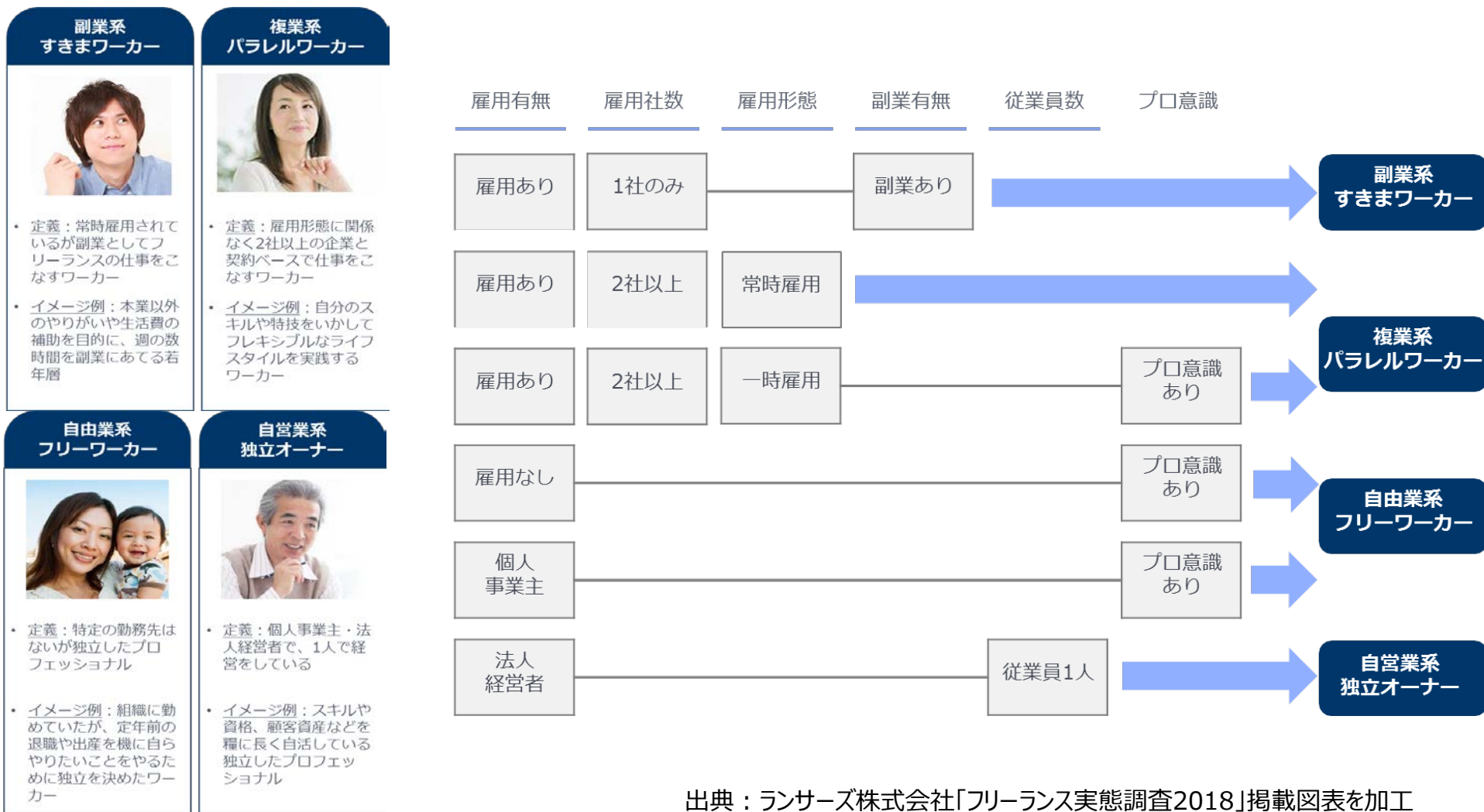


■ 小規模 ■ 中規模 ■ 大企業

出典：平成24年経済センサス再編加工

(参考) 拡大する個人事業者：フリーランスの類型

- クラウドソーシングのプラットフォームを運営するランサーズ株式会社によるフリーランスの分類。
- 事業規模だけではなく、雇用の有無と本人の意識が指標になっている。

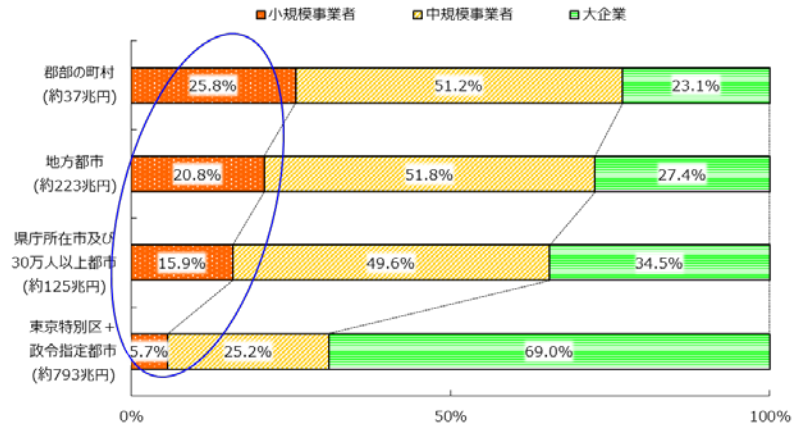


出典：ランサーズ株式会社「フリーランス実態調査2018」掲載図表を加工

地域を支える小規模事業者

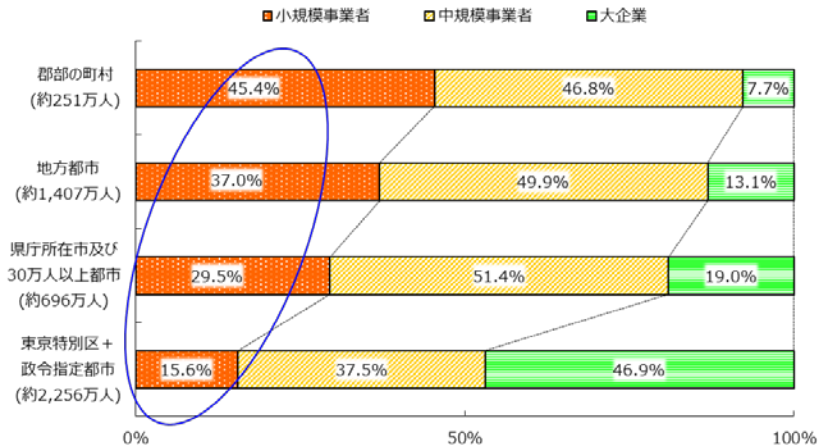
- 地域別にみると、郡部にいくほど、小規模事業者の地域経済への貢献度は高い。
- 小規模事業者は、地域のリーダ的な役割を担っており、地域コミュニティの中核機能も担っている。

図1 企業規模別の売上高構成(2012年事業者ベース/地域区分別)



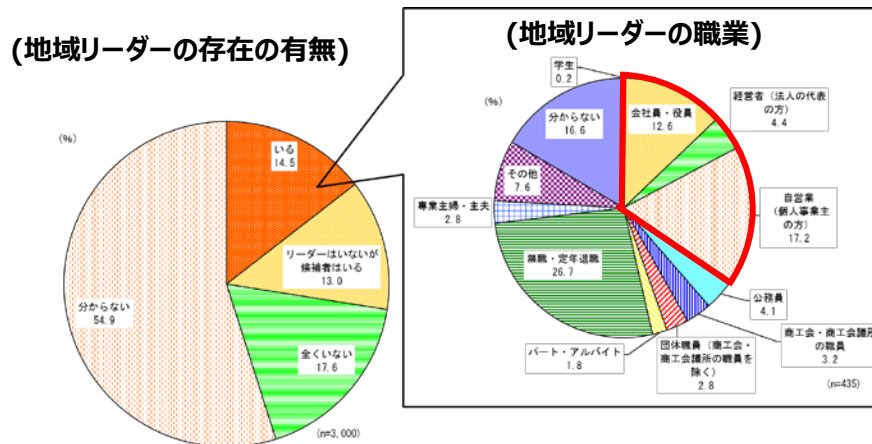
出典：平成24年経済センサス再編加工

図2 企業規模別の従業者数構成(2012年事業者ベース/地域区分別)



出典：平成24年経済センサス再編加工

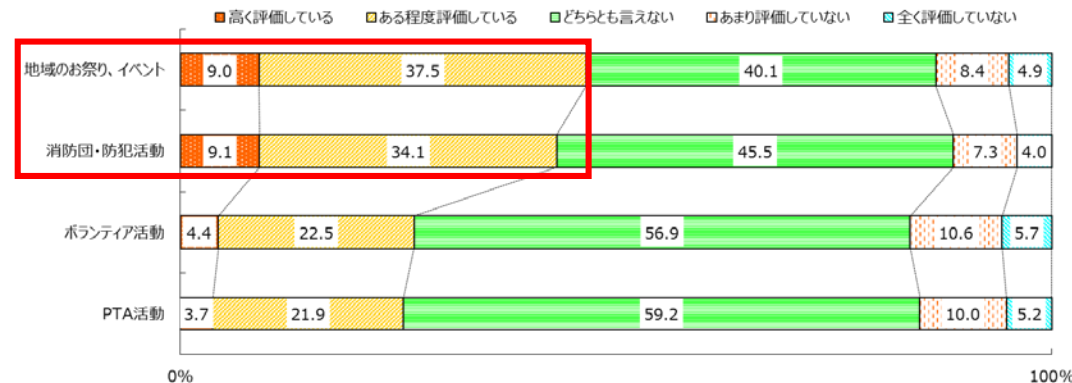
図3 地域のリーダーの存在の有無と職業



出典：平成26年度「あなたと地域の関わりに関するアンケート」

図4 住民からみた小規模事業者の地域活動の参加状況についての評価

(n=3,000)

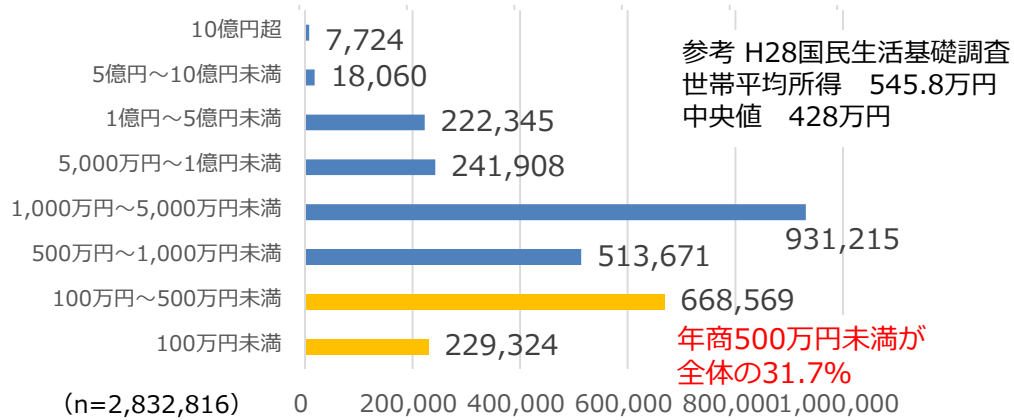


出典：平成26年度「あなたと地域の関わりに関するアンケート」

小規模事業者の売上高と収入

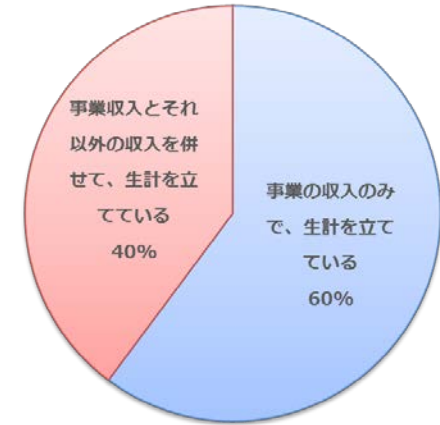
- 小規模事業者の売上高別でみると、1000万円以上の事業者が5割。500万円未満の事業者も3割。
- 事業収入以外の収入としては、年金によるもの多く、経営者の高齢化による可能性が高い。

図1 売上高階級別 規模別企業数



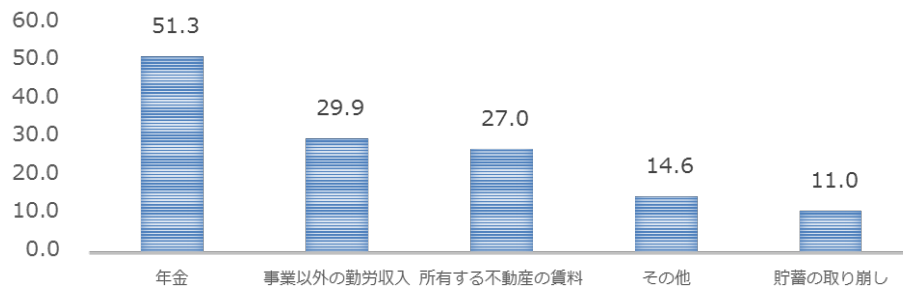
出典：平成26年経済センサス再編加工（売上データのない会社除く）

図2 小規模事業者の経営者の生計



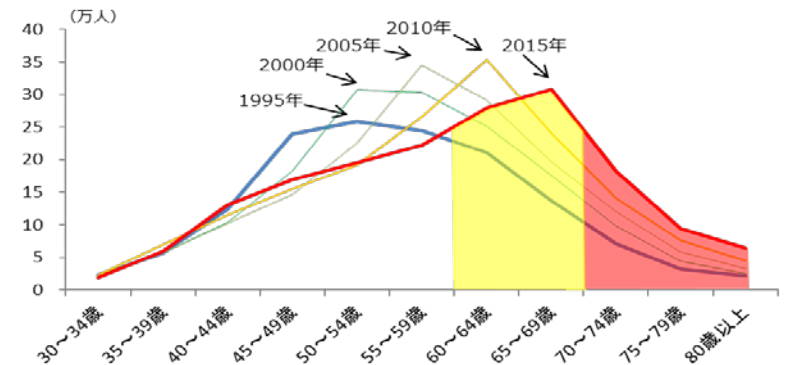
出典：平成26年度「小規模事業者の事業活動の実態把握調査」

図3 事業収入以外の収入手段



出典：平成26年度「小規模事業者の事業活動の実態把握調査」

図4 中小企業の経営者年齢の分布(法人)

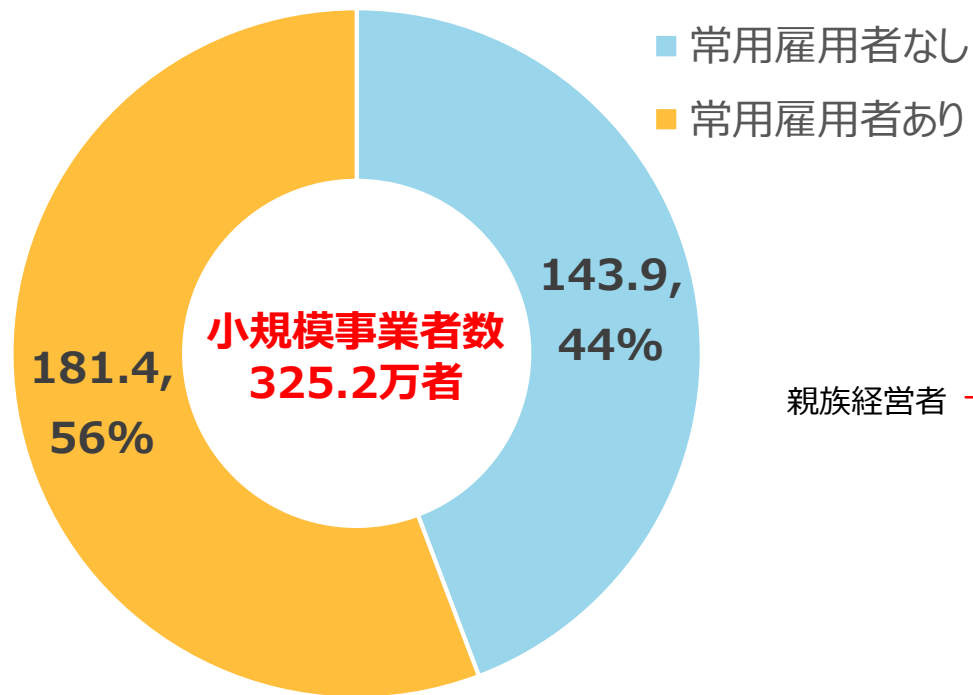


平成28年度 (株)帝国データバンクの企業概要ファイルを再編加工

小規模事業者の経営構造

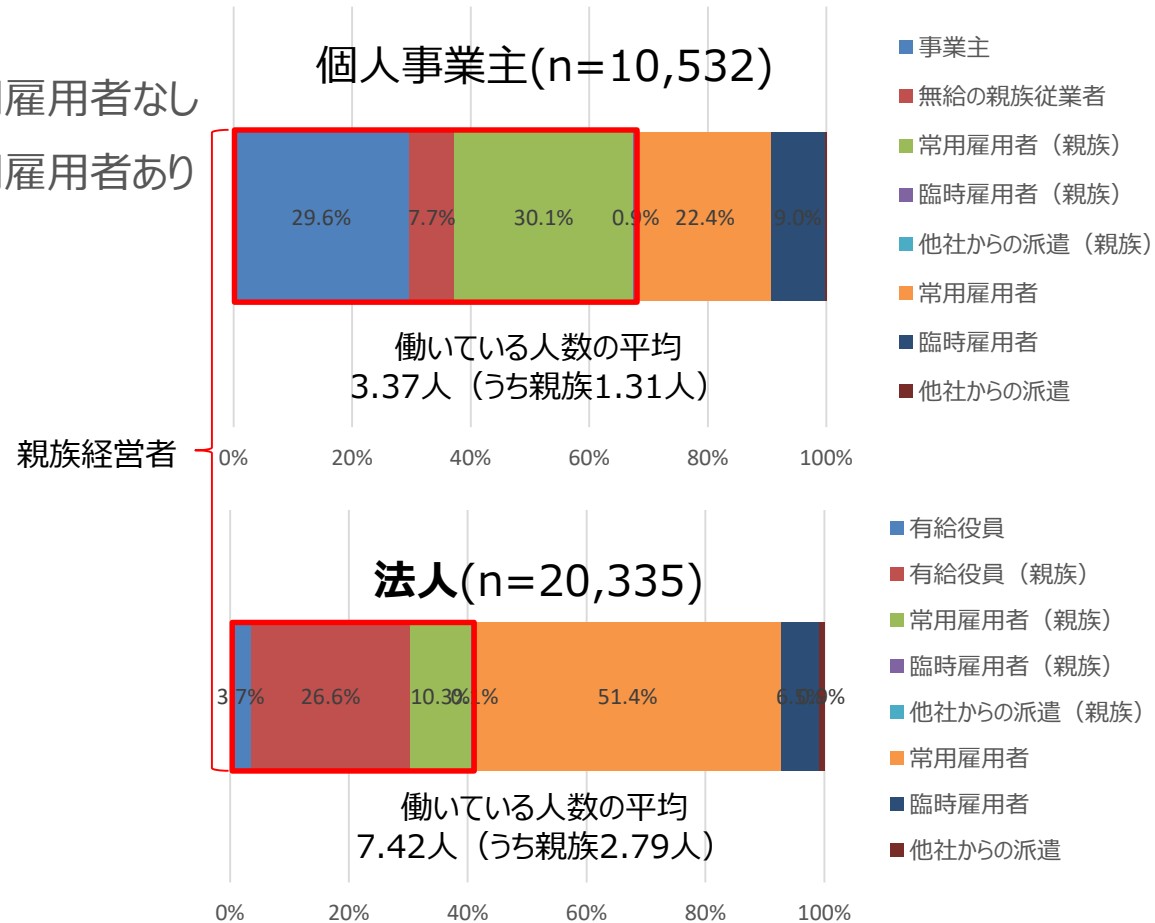
- 小規模事業者の44%は常用雇用者なし。働き手として家族・親族の役割は大きい。

図1 常用雇用者の有無



出典：平成26年経済センサス再編加工

図2 「働いている人」の属性

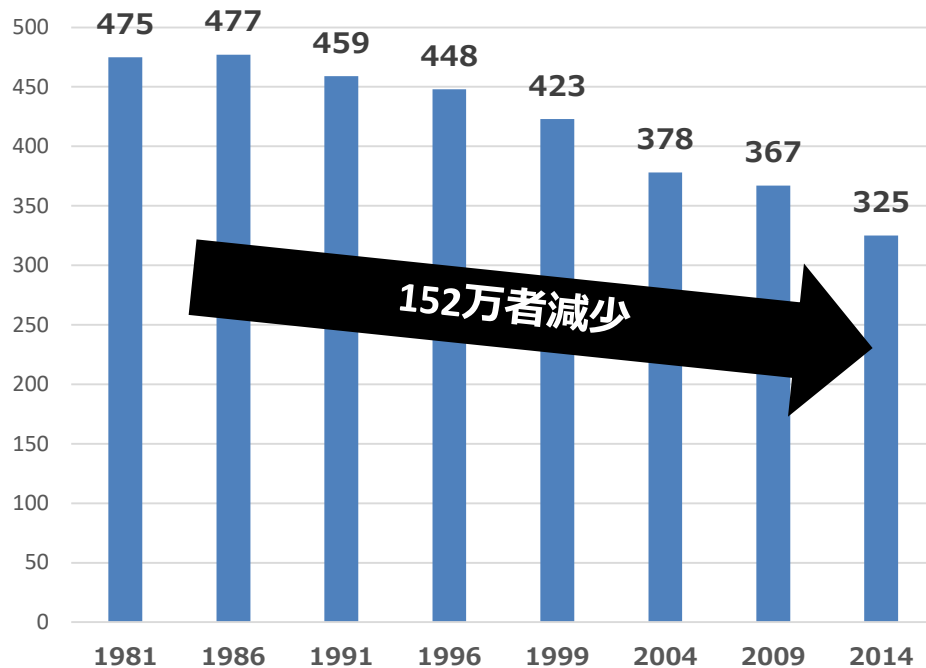


出典：平成26年度「小規模事業者の事業活動の実態把握調査」

小規模事業者数の推移

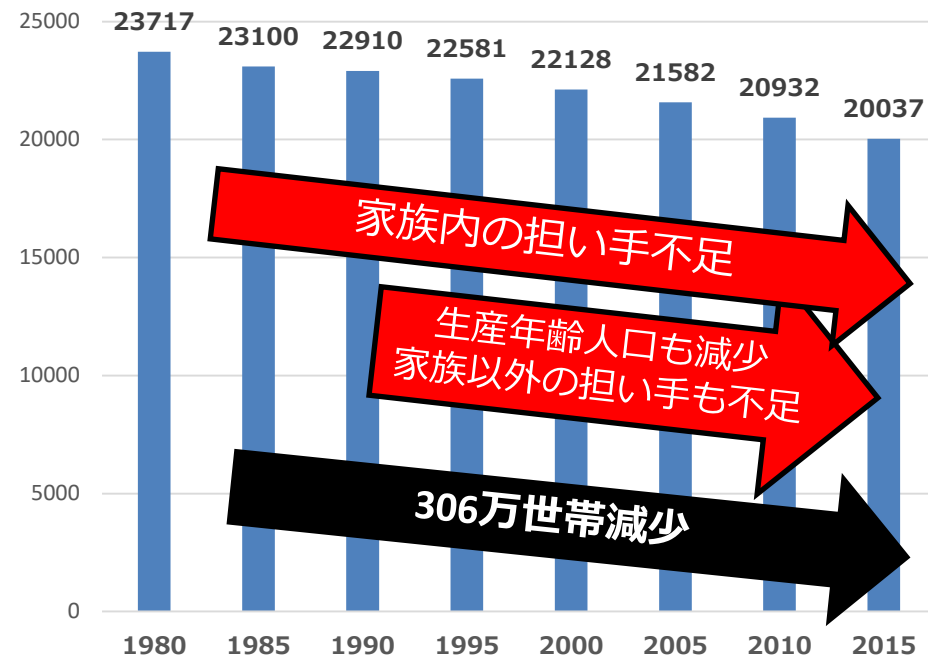
- 小規模事業者数は1986年以降、減少の一途。30年間で150万者以上が減少。
- 「3人以上の世帯数」は、同じく1980年代から減少傾向。
- 今後は、小規模事業者のなり手の不足とともに、人口減少に伴う需要減少が顕在化する可能性が高い。

図1 小規模事業者数
(万者)



出典：各年中小企業白書より作成

図2 3人以上世帯数
(千世帯)



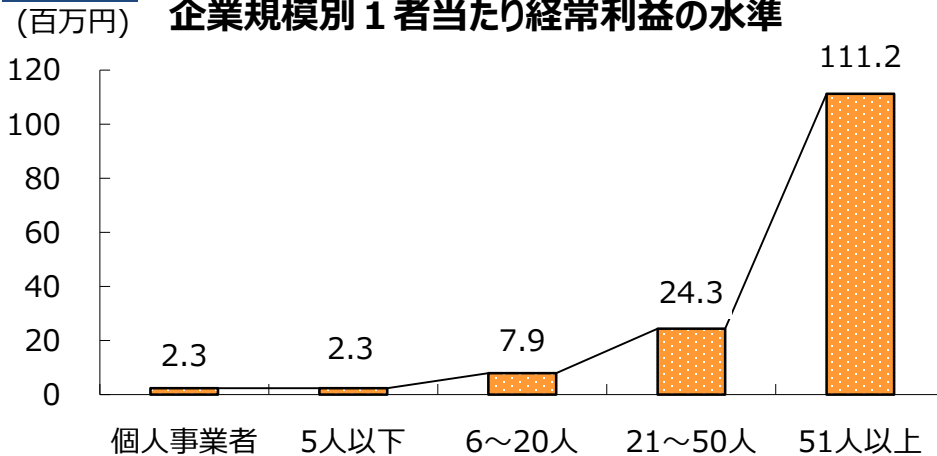
出典：国勢調査より作成

3人以上世帯数：一般世帯数から1人世帯・2人世帯を除いた数

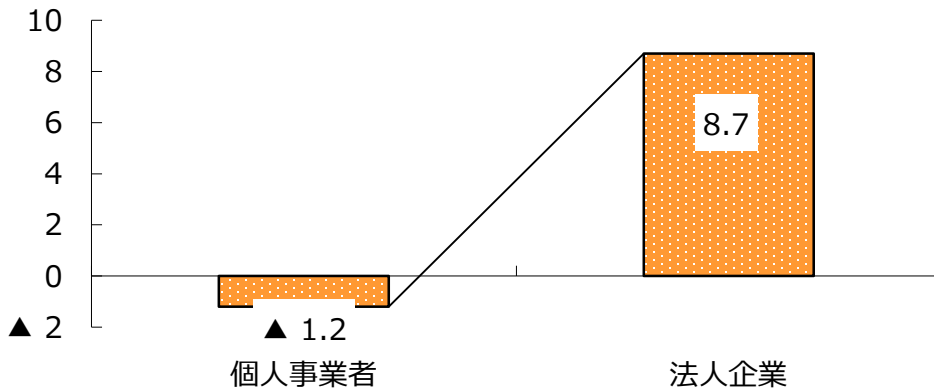
小規模事業者の成長意欲

- 企業規模としては、個人事業者と5人以下の企業の経常利益水準は同等だが、前年と比較すると法人企業の方が経常利益の拡大傾向が強い。
- 法人化の予定がある企業は拡大意思があるが、法人化の予定が無い事業者は拡大の意思はわずか。

図1



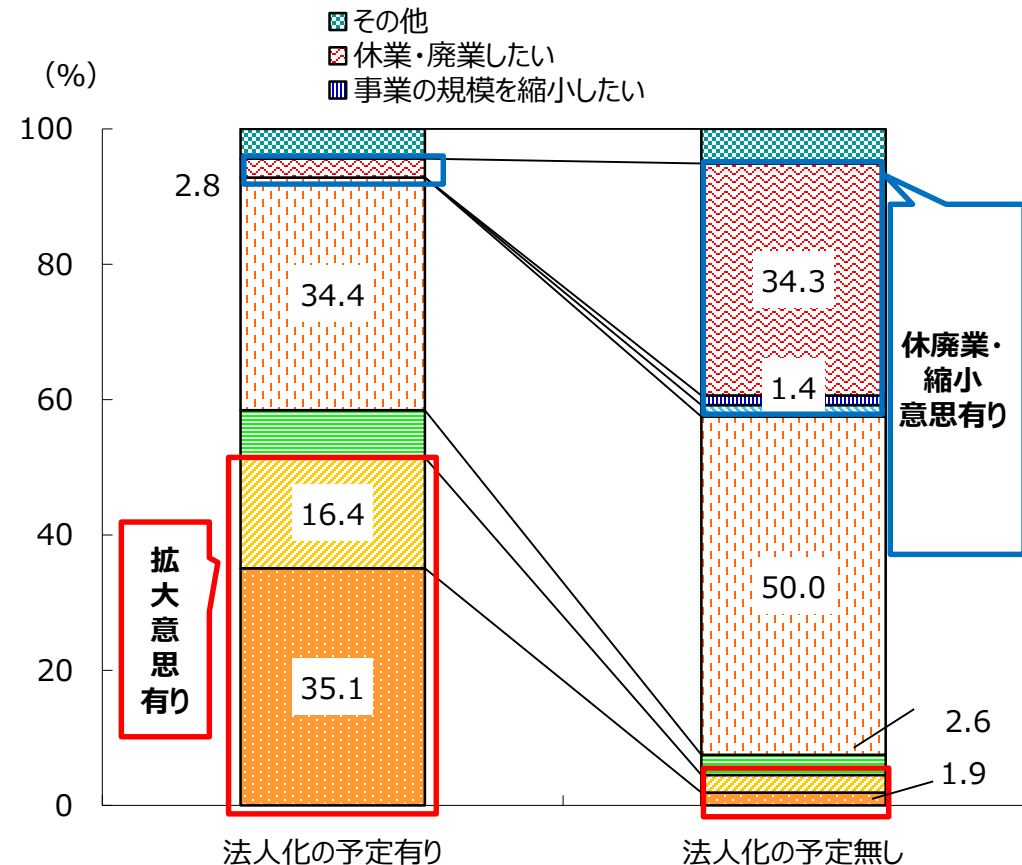
②法人・個人別1者当たり経常利益（前年比）



出典：中小企業庁「中小企業実態基本調査」

図2

個人事業主の今後の事業展開意向



出典：総務省「個人企業経済調査」再編加工

事業規模の変化

- 2009年から2014年の間に、7.1万者が小規模事業者から中規模企業へと成長。
- 5年間で41.3万者小規模事業者数は減少しているが、中規模企業は5年間で、2.1万者増加。

図1 存続企業の規模間移動の状況（2009-2014年）

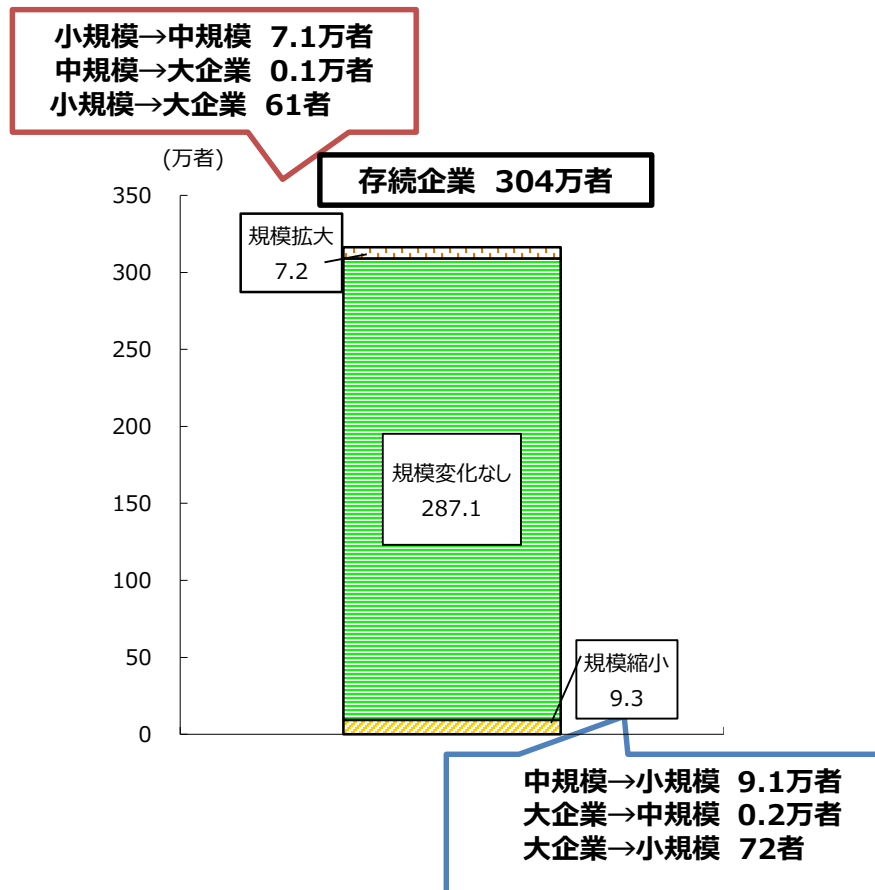
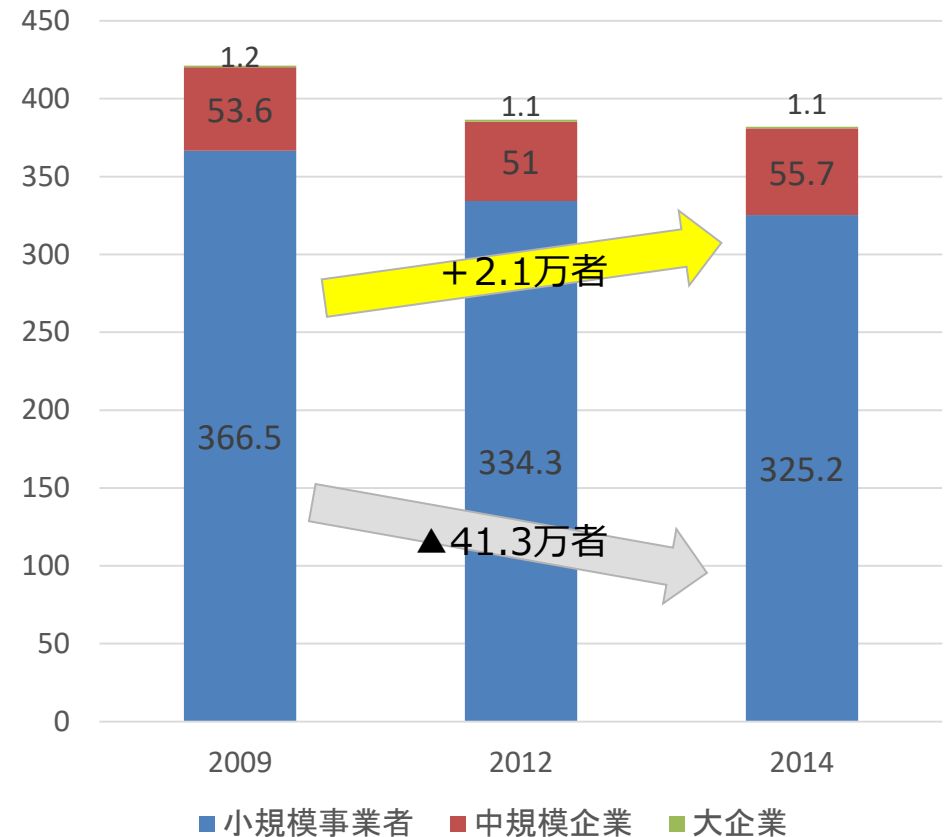


図2 企業数の推移



従業者数の推移

- 2009年から2014年にかけて全体の従業者数は、10万人減少しているが、中規模企業で働く人は増加。
- 1 者あたり従業者数は、大企業と中規模企業で増加しているが、小規模事業者はやや減少。

図1 従業者数の推移

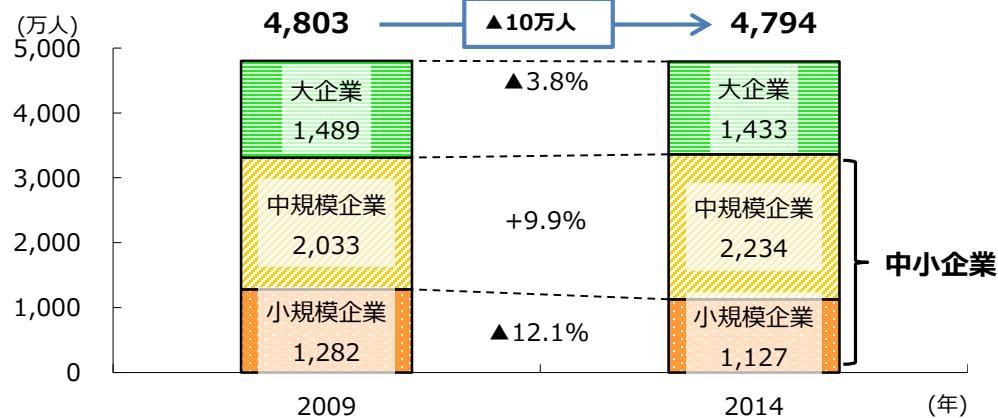
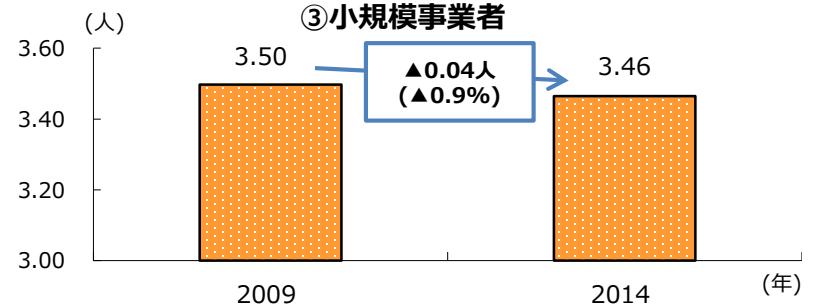
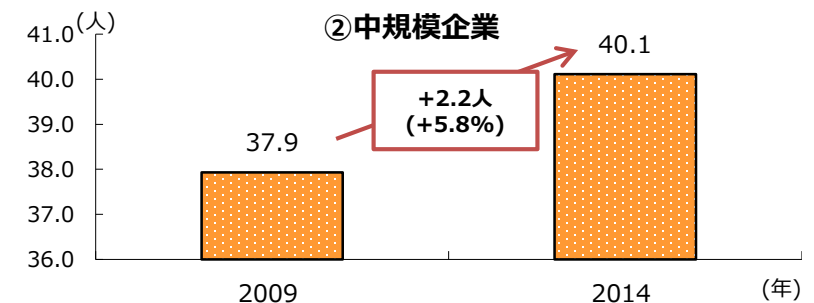
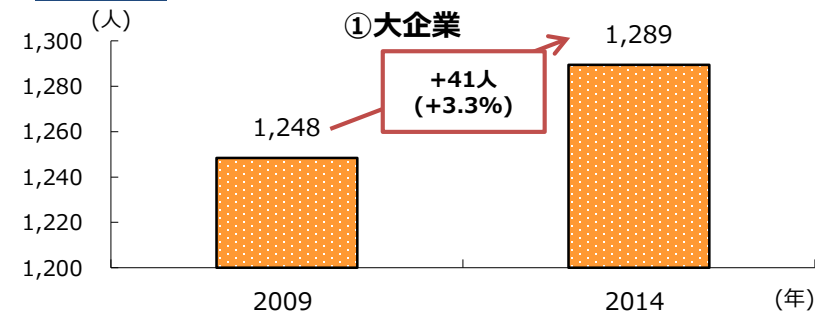


図2

企業規模別1者あたり従業者数の変化



小規模事業者支援について

中小企業・小規模事業者政策の流れ

昭和38年 中小企業基本法制定

⇒ 大企業と中小企業の格差是正（二重構造論）

平成11年 中小企業基本法改正

⇒ やる気と能力のある中小企業の支援

平成25年 小規模企業活性化法（中小企業基本法再改正）

⇒ 小規模企業の意義を明確化

平成26年 ●小規模企業振興基本法制定 → 「小規模企業振興基本計画」を策定。

⇒ 小規模企業振興の基本的枠組みを構築

「**事業の持続的発展**」を基本原則として位置づけ

●小規模事業者支援法の改正

⇒ 従来の「経営改善指導」に加え、「経営発達支援」も商工会・商工会議所の役割へ

平成25年度補正予算 : 「小規模事業者持続化補助金」を創設

平成27年7月 : 「経営発達支援計画」の認定開始

平成27年度当初予算 : 「伴走型小規模事業者支援推進事業補助金」を創設

「小規模企業振興基本法」と「小規模企業振興基本計画」

「小規模企業振興基本法」（平成26年6月公布・施行）

人口減少・高齢化、競争の激化、地域経済の低迷等の構造変化の中で、小規模事業者、国、地方公共団体、支援機関等様々な関係者の行動を促していくための仕組み。

⇒中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「**事業の持続的発展**」を基本原則として位置づける。

「小規模企業振興基本計画」（平成26年10月閣議決定）

基本法に基づき、小規模事業者の振興に必要な施策を、一貫かつ継続した方針の下、重点的かつ効果的に実行することを担保するために策定された計画。**（おおよそ5年ごとに変更）** →平成31年春目標

現状認識と基本的考え方

人口減少・高齢化、国内外の競争の激化、地域経済の低迷等の構造変化の進展
→この中で、事業を維持するだけでも大変な努力が必要。

事業の持続的発展のための4つの目標を設定

1. 需要を見据えた経営の促進

—顔の見える信頼関係をより積極的に活用した
需要の創造・掘り起こし—

2. 新陳代謝の促進

—多様な人材・新たな人材の活用による事業の展開・創出—

3. 地域経済の活性化に資する事業活動の推進

—地域のブランド化・にぎわいの創出—

4. 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備

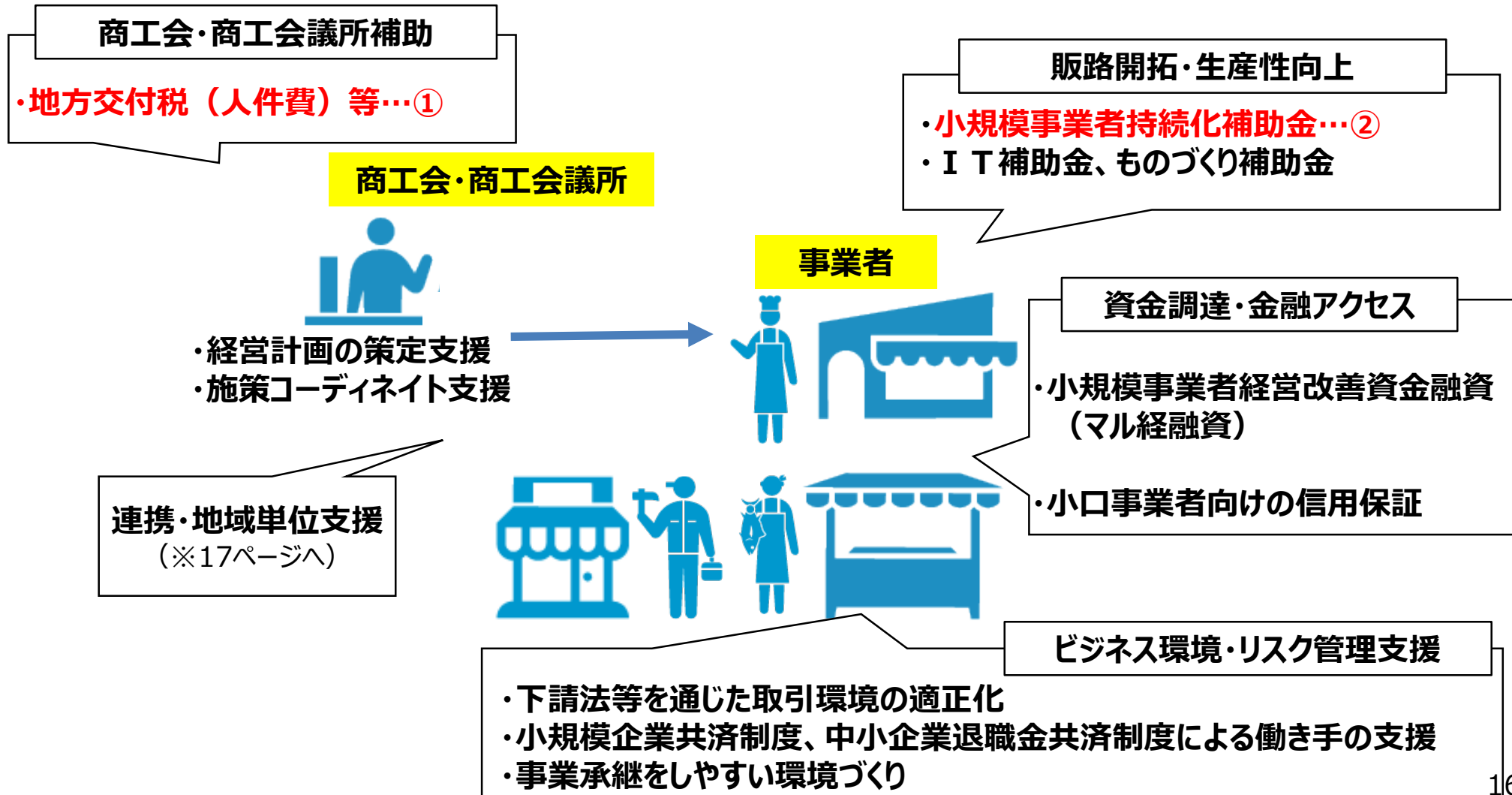
—事業者の課題を自らの課題と捉えたきめ細かな対応—

10の重点施策

(1)ビジネスプラン等に基づく経営の促進、(2)需要開拓に向けた支援、(3)新事業展開や高付加価値化の支援、
(4)起業・創業支援、(5)事業承継・円滑な事業廃止、(6)人材の確保・育成、(7)地域経済に波及効果のある事業の推進、
(8)地域のコミュニティを支える事業の推進、(9)支援体制の整備、(10)手続きの簡素化・施策情報の提供

現在の主な小規模事業者向け施策

- 補正予算等を活用して、国による中小・小規模事業者向け施策が充実し、経営指導員の業務は増大。その一方で、経営指導員の人件費は地方交付税により自治体で措置。
- また、事業承継問題、働き方改革や軽減税率など新たな課題への対応も求められており、経営指導員の役割が増大。



現在の主な小規模事業者向け施策（連携・地域単位支援）

- 個別事業者対策に加えて、それぞれのスキームで事業者連携や地域単位の支援も実施しているものの、連携単位同士の方向性について、十分なすり合わせが図られる仕組みにはなっていない。

自治体

・地方交付税（人件費等）…①

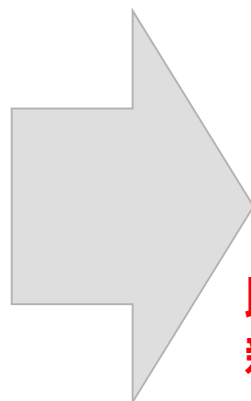


支援機関
（商工会・商工会議所等）



・伴走型補助金（事業費）…③

国



地域、業種、共通の目的などによって
つながった連携体（組合等）

既存事業の高付加価値化
新事業の創出

地域を牽引していく
企業の成長の苗床
・地域未来牽引企業支援
との連携

地域としてのブランド化
・6次産業化
・JAPANブランド
・全国展開支援事業

地域コミュニティの活性化
・商店街振興
・中心市街活性化

地域の需要に対する供給
・商店街振興



技術、ノウハウ、資金など

①商工会・商工会議所補助（地方交付税）

- 1960年に経営指導員の設置が開始。国と都道府県で人件費を半額ずつ補助。
- 1990年代から国の財源移譲を進め、現在はすべて都道府県補助（地方交付税）。

～1960年

1960年～

1993年～

2006年～

商工会・商工会議所の
法制化

経営改善普及員
(現 経営指導員)
の国費補助開始
国負担：地方負担 1：1

国から地方への
財源移譲開始

財源移譲完了

		～1992	1993	1994	1995～	1999～	2006～
商工会・ 商工会議所	人件費	都道府県 1 / 2 国 1 / 2	都道府県 3 / 5 国 2 / 5	都道府県 4 / 5 国 1 / 5	都道府県補助		
	事業費	都道府県 1 / 2 国 1 / 2					都道府県補助
都道府県 商工会	人件費	都道府県 1 / 2 国 1 / 2				都道府県補助	
	事業費	都道府県 1 / 2 国 1 / 2					都道府県補助
全国団体	人件費	国 補助					
	事業費						

②小規模事業者持続化補助金

- 小規模事業者が、変化する経営環境の中で持続的に事業を発展させていくために、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援。
- これまで累計で、約400億円、約 8 万 5 千件を支援。

1. 経営計画の内容

- ・ 自社の製品・サービスと、その売れ筋
- ・ 顧客や競合の将来の見通し
- ・ 自社の強み、顧客から評価されている点
- ・ これら状況を踏まえた今後の方針と目標
- ・ 目標を達成するためにいつ何をやるか 等

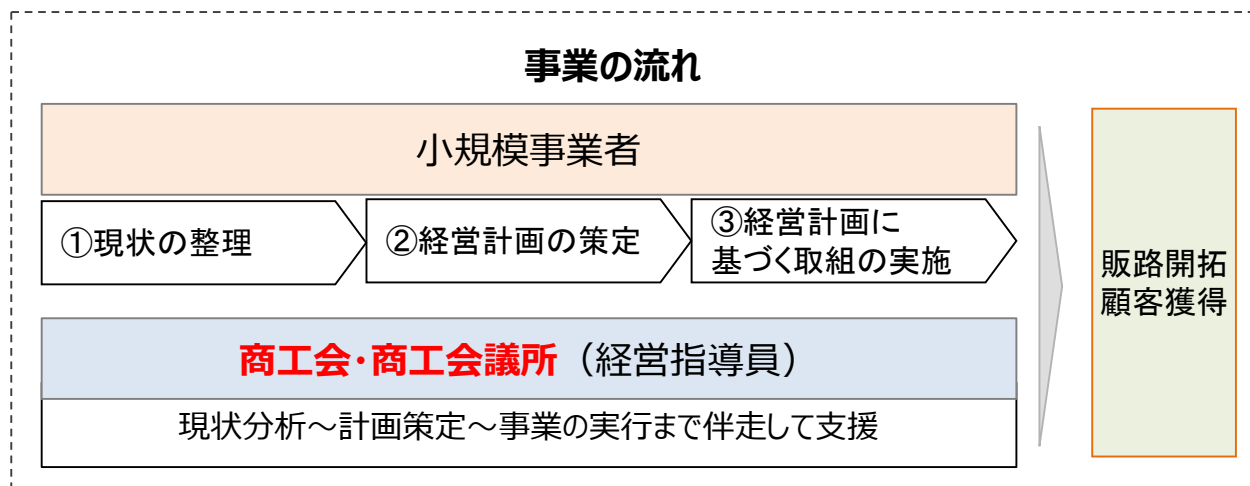
2. 支援内容

- ・ 機械装置の導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費など、小規模事業者が実施する販路開拓に関する取組みを支援
- ・ 補助上限額 : 原則50万円 (補助率 : 2 / 3)

3. 採択件数

平成28年度補正	22,984件
平成27年度補正	14,549件
平成26年度補正	33,855件
平成25年度補正	13,327件
累 計	84,715件

(参考) 平成28年度熊本予備費 1,433件



採択事業者の属性（年商規模）

- 採択事業者の年商規模は1,000万円以上の事業者が7割以上おり、**比較的年商規模が大きい事業者を支援している**（全体の事業者の中で1,000万円を超えるのは約5割）。
- 年商規模別に見ると、すべての層において5割が売上増加、7割が利益増加。

図1 年商規模の割合

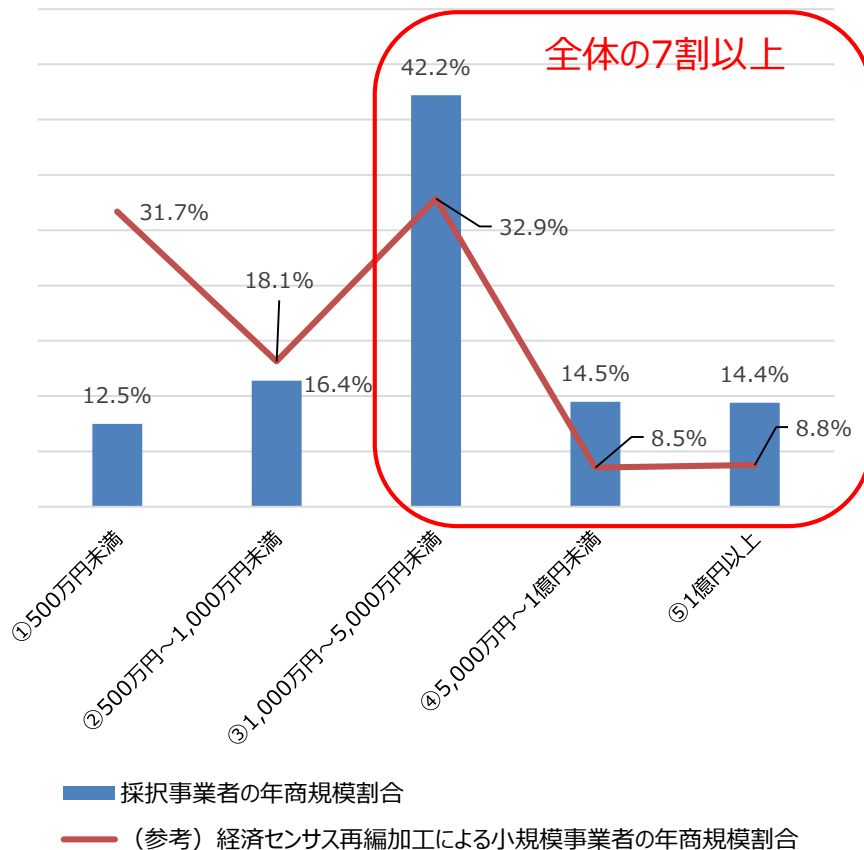


図2 年商規模ごとの売上・利益増加割合

属性（年商規模）	売上増加割合	利益増加割合	母数
500万円未満	51.7%	67.8%	1,186
500万円以上～1,000万円未満	58.2%	71.4%	1,561
1,000万円以上～5,000万円未満	57.0%	70.1%	4,018
5,000万円以上～1億円未満	53.0%	67.3%	1,378
1億円以上	47.1%	64.2%	1,372
全体平均	54.5%	68.8%	9,515

採択事業者の属性別分析（経営者年齢・補助事業実施者）

- 年商500万円未満の経営者は若年層が多く、大半はスタートアップ段階企業と思われる。
- 年商1億円以上は経営者の年齢層が上がるが、事業の実施担当者は次世代（子・親族外従業員等）の割合が高くなっている。

図1 年商規模-経営者年齢

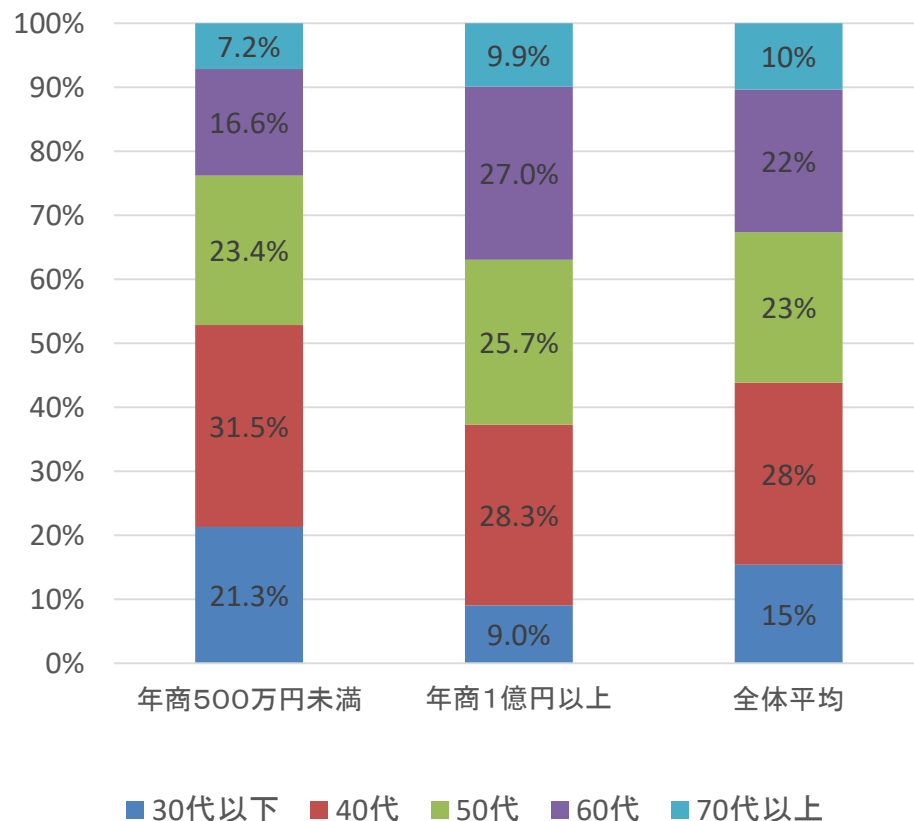
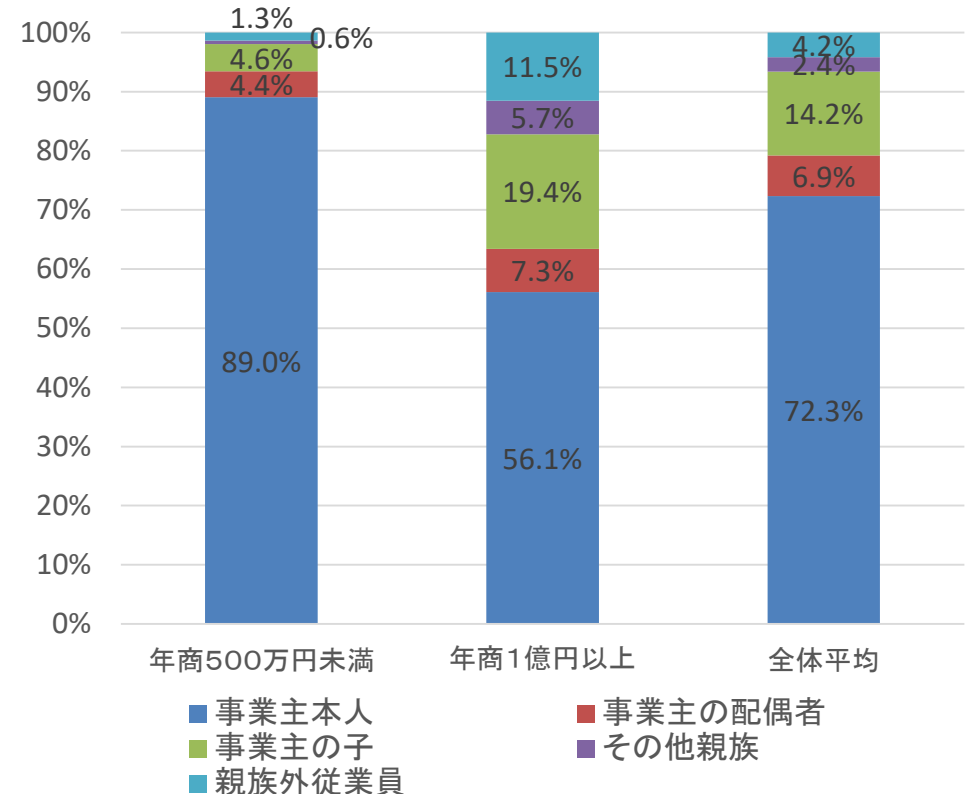
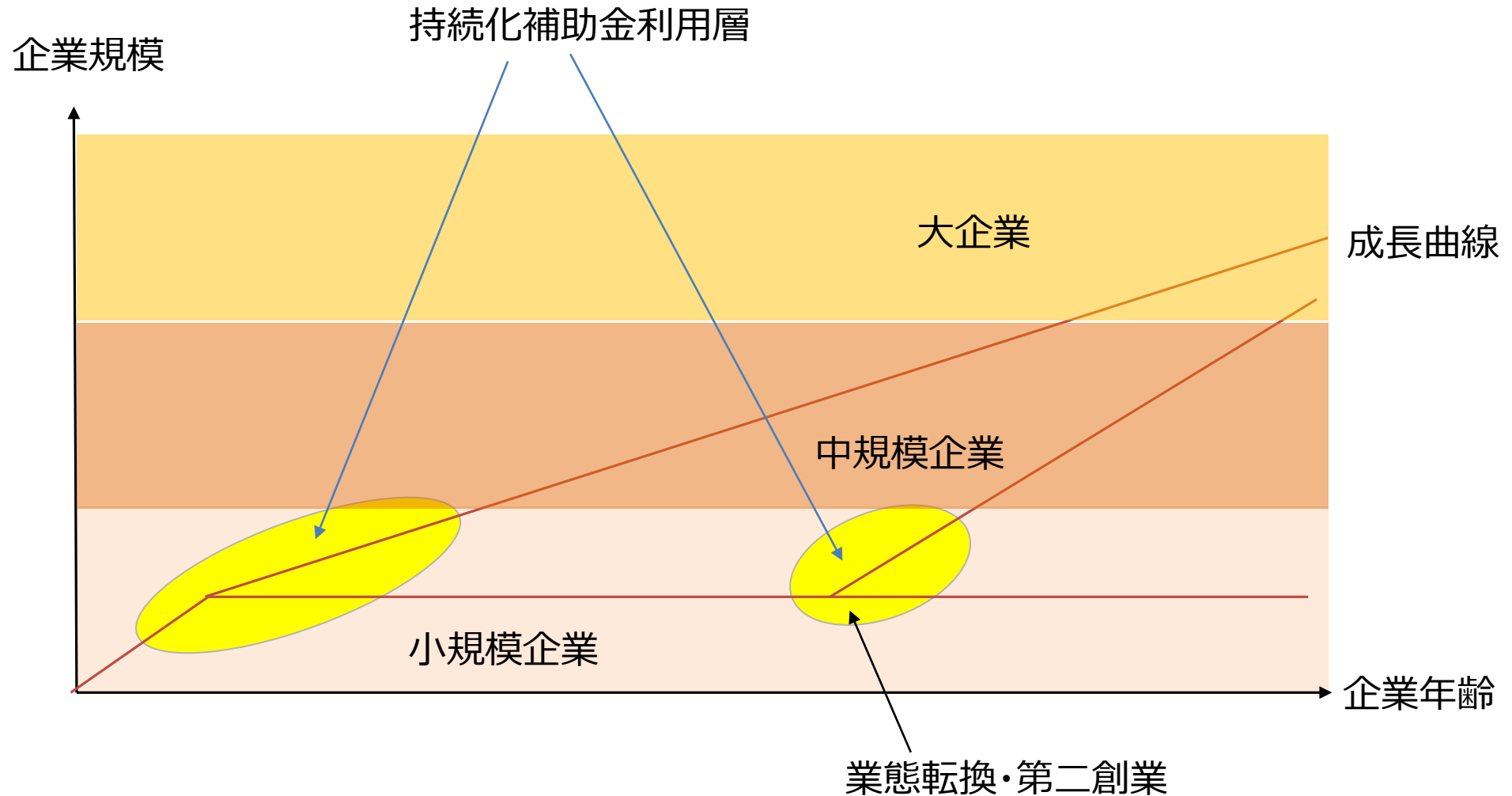


図2 年商規模-補助事業実施者



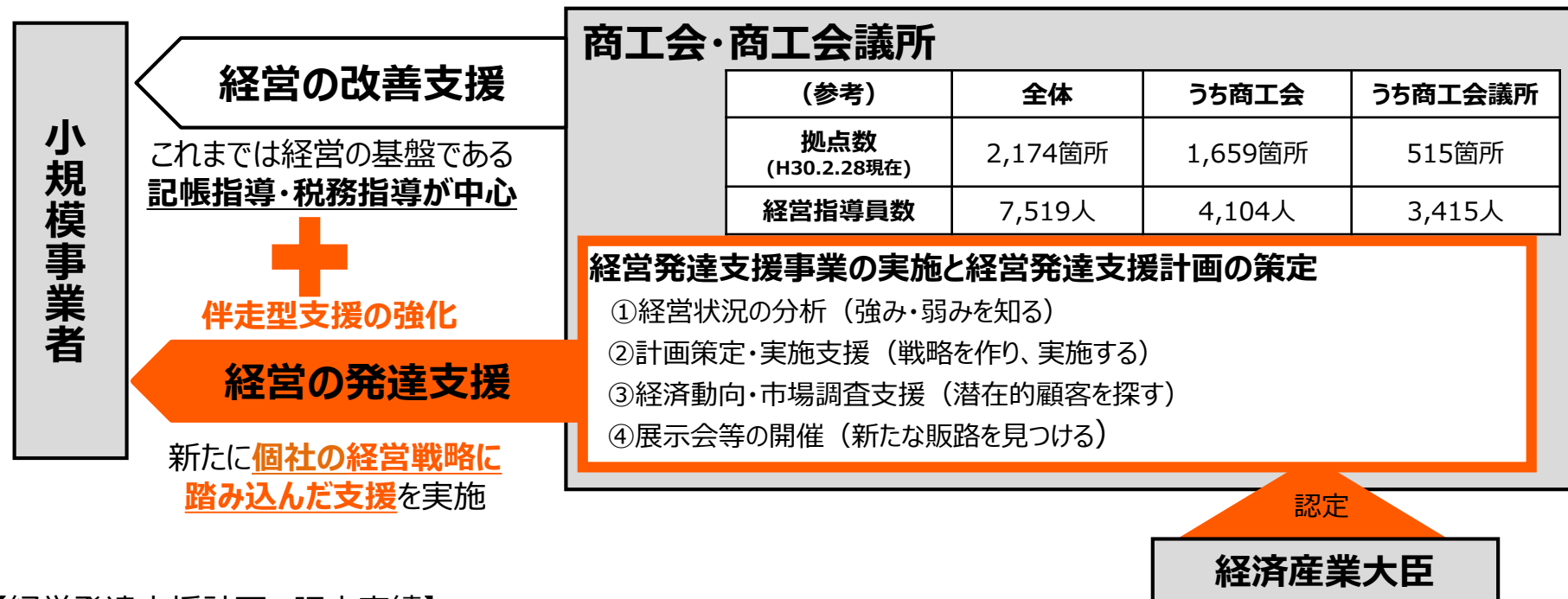
持続化補助金利用層と考えられる仮説

- 分析結果をみると持続化補助金は初期の成長を目指す企業もしくは第二創業で成長を目指す企業を支援している可能性。
- 補助金を利用した企業の過半は売上増加、利益拡大を実現。



③「経営発達支援計画」

- 平成26年に法改正を行い、商工会・商工会議所の役割として、従来の記帳指導・税務指導に加え、個社の経営戦略に踏み込んだ伴走型支援を実施するための枠組みとして、「経営発達支援事業」を位置づけ、商工会・商工会議所が策定する「経営発達支援計画」を国が認定する制度を新設。



【経営発達支援計画の認定実績】

	第1回	第2回		第3回		第4回		第5回		2期目
	新規	再申請	新規	再申請	新規	再申請	新規	再申請	新規	
認定時期	H27.7	H27.11	H27.12	H28.4	H28.7	H29.3		H30.3		
認定件数 (累計)	70 (70)	182 (252)	74 (326)	312 (638)	70 (708)	370	49	223	26	51
						(1,127)		(1,370)		

経営発達支援計画の認定状況（平成30年4月1日現在（第5回認定まで））

- 経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所合計は、全2,174単会のうち、**1,573単会（72.4%）**。

図1 都道府県別の認定取得率

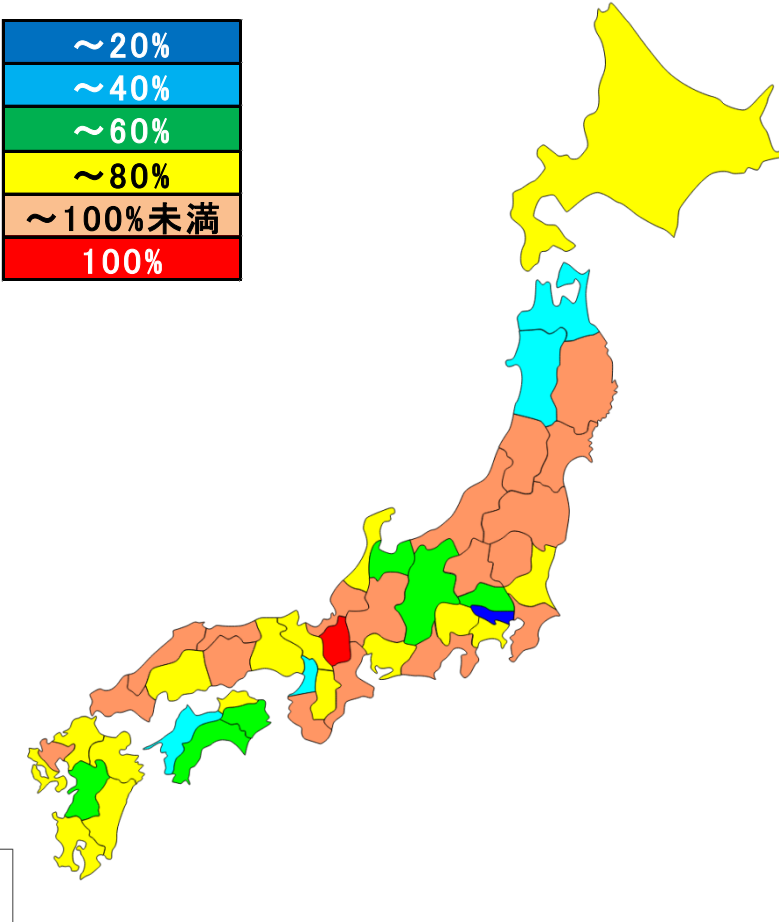


図2 都道府県別の申請・認定状況

都道府県	合計					都道府県	合計				
	全単会数	うち既申請		うち認定			全単会数	うち既申請		うち認定	
		数	率	数	率			数	率	数	率
1 北海道	194	170	87.6%	141	72.7%	25 滋賀県	27	27	100.0%	27	100.0%
2 青森県	49	23	46.9%	11	22.4%	26 京都府	28	27	96.4%	20	71.4%
3 岩手県	34	34	100.0%	33	97.1%	27 大阪府	36	16	44.4%	13	36.1%
4 宮城県	39	37	94.9%	36	92.3%	28 兵庫県	46	37	80.4%	29	63.0%
5 秋田県	27	20	74.1%	10	37.0%	29 奈良県	37	34	91.9%	24	64.9%
6 山形県	31	31	100.0%	29	93.5%	30 和歌山県	38	37	97.4%	37	97.4%
7 福島県	99	90	90.9%	80	80.8%	31 鳥取県	22	22	100.0%	20	90.9%
8 茨城県	51	51	100.0%	32	62.7%	32 島根県	29	29	100.0%	28	96.6%
9 栃木県	44	44	100.0%	42	95.5%	33 岡山県	32	32	100.0%	30	93.8%
10 群馬県	53	50	94.3%	44	83.0%	34 広島県	47	44	93.6%	39	83.0%
11 埼玉県	69	60	87.0%	39	56.5%	35 山口県	34	33	97.1%	28	82.4%
12 千葉県	61	54	88.5%	50	82.0%	36 徳島県	29	28	96.6%	14	48.3%
13 東京都	35	17	48.6%	7	20.0%	37 香川県	21	21	100.0%	14	66.7%
14 神奈川県	33	32	97.0%	23	69.7%	38 愛媛県	32	25	78.1%	12	37.5%
15 新潟県	119	119	100.0%	107	89.9%	39 高知県	31	29	93.5%	19	61.3%
16 富山県	20	17	85.0%	12	60.0%	40 福岡県	71	61	85.9%	45	63.4%
17 石川県	27	27	100.0%	20	74.1%	41 佐賀県	25	24	96.0%	21	84.0%
18 福井県	20	20	100.0%	19	95.0%	42 長崎県	29	26	89.7%	22	75.9%
19 山梨県	25	25	100.0%	16	64.0%	43 熊本県	58	54	93.1%	28	48.3%
20 長野県	87	74	85.1%	43	49.4%	44 大分県	27	27	100.0%	20	74.1%
21 岐阜県	60	60	100.0%	58	96.7%	45 宮崎県	44	44	100.0%	34	77.3%
22 静岡県	53	53	100.0%	44	83.0%	46 鹿児島県	49	49	100.0%	39	79.6%
23 愛知県	79	75	94.9%	59	74.7%	47 沖縄県	38	37	97.4%	24	63.2%
24 三重県	35	34	97.1%	31	88.6%	全国計	2174	1980	91.1%	1573	72.4%

伴走型小規模事業者支援推進事業補助金の概要

- 小規模事業者支援法に基づく商工会・商工会議所の伴走型支援を推進するため、認定を受けた「経営発達支援計画」に基づき商工会・商工会議所が実施する取組に要する費用を支援。
- これまで累計で、57.9億円、のべ1,724件（1,137単会）を支援。

1. 補助対象事業

- ①商品又は提供する役務の内容、保有する技術又はノウハウ、従業員等、経営状況の分析
- ②需要等を見据えた事業計画を策定するための指導・助言、事業の実施に関し、必要な伴走型の指導・助言
- ③商品又は提供する役務の需要動向に関する情報の収集、整理、分析及び提供
- ④商談会、展示会、販売会等の開催又は参加、HP、ソーシャルメディア等ITの活用等による新たな需要の開拓
- ⑤他の支援機関との連携強化や、支援ノウハウ及び経営状況の分析結果等を共有する体制の構築

2. 採択率等

補助上限：700万円（共同申請の場合、350万円×単会数）
補助率：定額

【スキーム図】

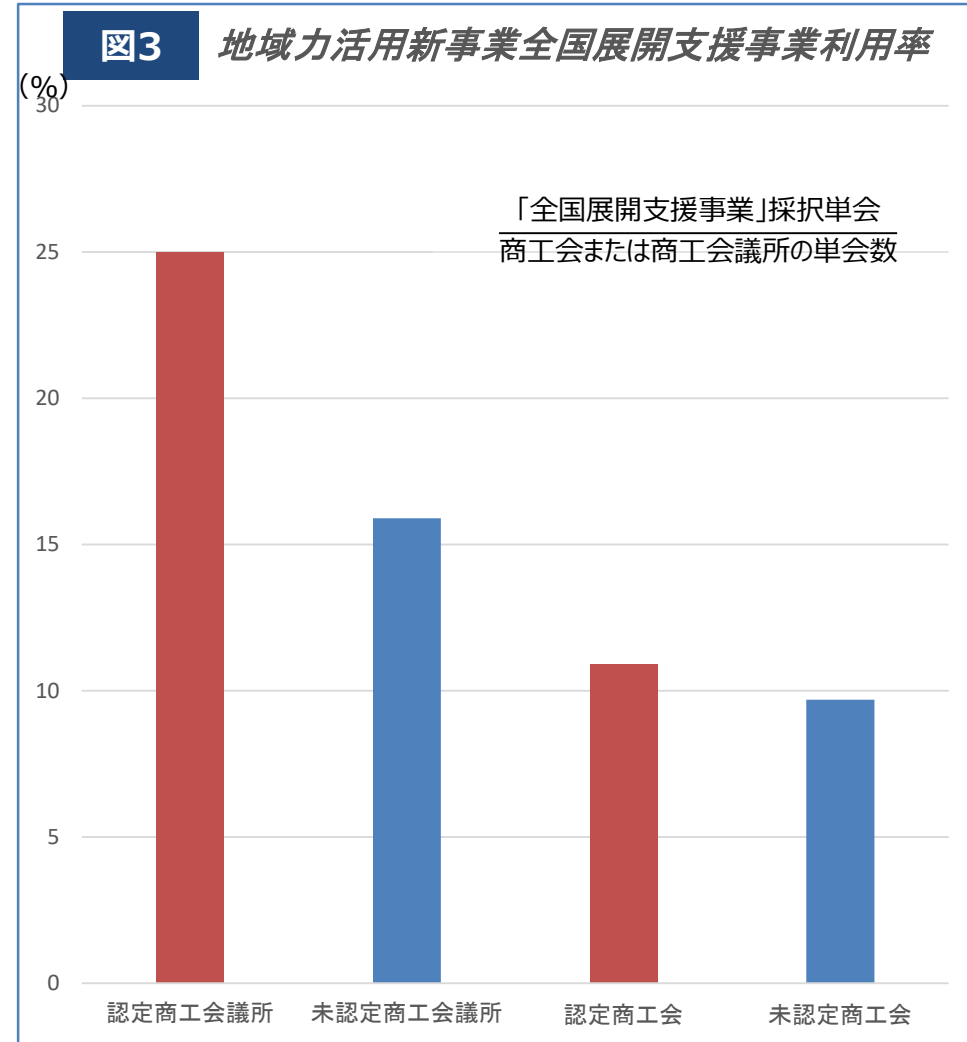
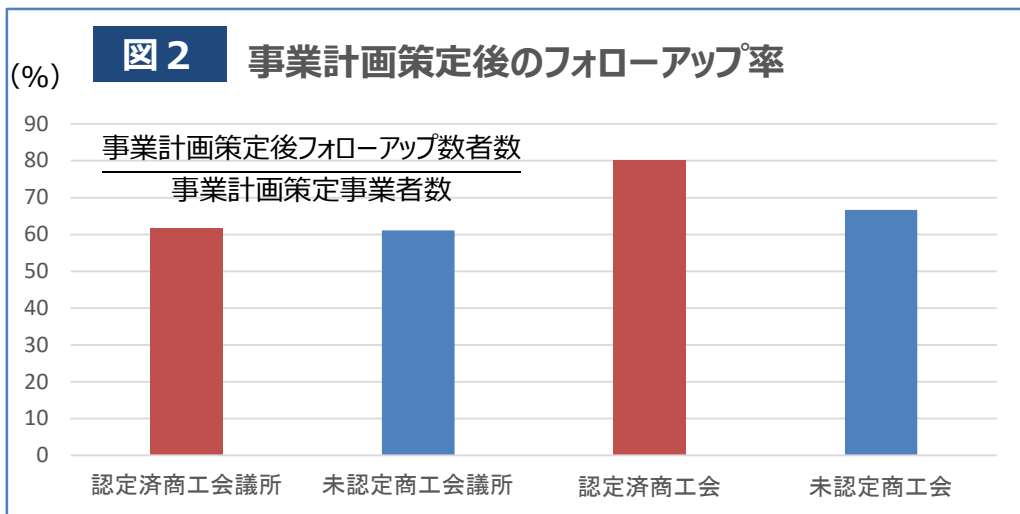
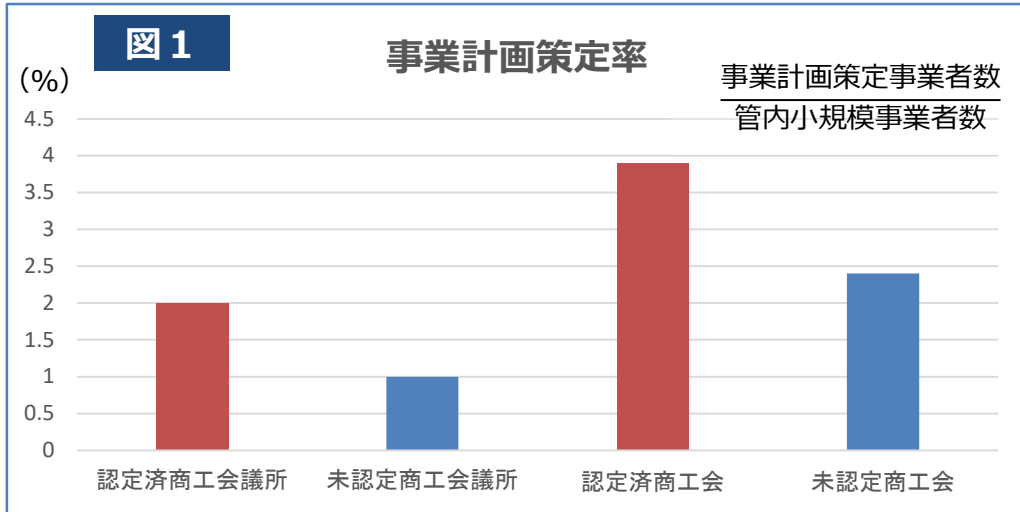


3. 採択実績

		H27年度	H28年度	H29年度
採択件数	日 商	62件	211件	229件
	全国連	93件	452件	677件
	合 計	155件	663件	906件
採択金額	日 商	2.3億円	9.6億円	8.5億円
	全国連	2.2億円	15.4億円	19.9億円
	合 計	4.5億円	25.0億円	28.4億円

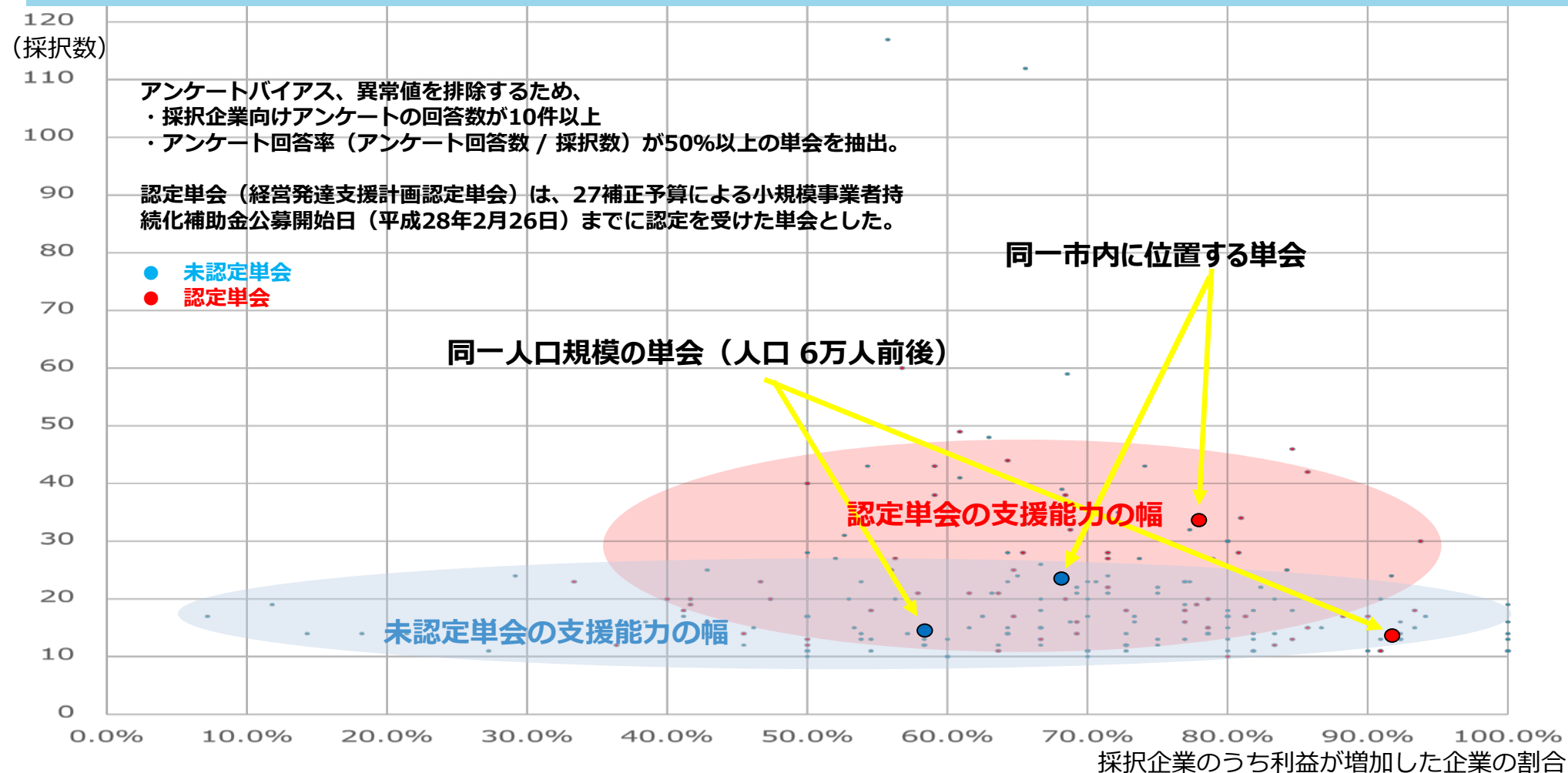
経営発達支援計画の認定有無による経営指導の活発化の相違

- 認定・未認定の単会（商工会、商工会議所）を比較すると、域内事業者のうち、**「事業計画策定」を支援した事業者割合、当該計画の「策定後のフォローアップ」率、「需要開拓支援」事業の実施率等において認定を受けた単会の方が積極的に活動している。**



各単会による採択企業のフォローアップ°

- 採択事業者の補助金活用による売上の動向は、54.5%が売上が増加しており、売上総利益（粗利）の変化については68.8%が増加したと回答。
- 一方、同一地域内においても、支援した商工会・商工会議所によって、採択企業のうち利益増加にまで結びついた企業の割合は大きく異なる。



今後の施策の方向性

現状認識

- ◆ 小規模企業振興基本法の制定を踏まえ、従来、小規模事業者の持続的発展を支援。
- ◆ 持続化補助金では、325万事業者のすべての小規模事業者に持続的発展の機会を与えており、引き続き、小規模事業者支援の中核を担うもの。
- ◆ 持続化補助金の支援を受けた事業者を分析すると、事業規模の大きい者が比較的多く採択されている。また、規模の小さい事業者であっても、売り上げ増、利益増に寄与し、成長する意思と能力のある事業者への支援となっている。
- ◆ また、持続化補助金の採択までいきつけない小規模事業者は、商工会、商工会議所が伴走型補助金で支援を実施し、底上げを図ってきているところ。
- ◆ 一方、商工会、商工会議所が策定する経営発達支援計画、あるいは、事業者の面的支援を行う事業（全国展開支援事業等）は、個々の商工会、商工会議所の意思と能力に依存しており、地域の課題解決が必ずしも図られているわけではない。
- ◆ 今後は、個々の「小規模事業者」や「商工会、商工会議所」への支援に加え、地域の課題や産業実態に即した支援も強化すべきではないか。

地域の課題に対応した支援の検討の必要なテーマ

①地域を牽引していく企業の成長の苗床

地域未来牽引企業支援との連携

- 地域を牽引する可能性のある小規模事業者への支援を通じ、地域全体の底上げへ

②サプライチェーンの維持

- 自動車産業等、大手製造業サプライチェーンの実態を把握した上で、支援策を講じることは、業界全体の問題であるとともに、産業集積地としての重要な課題

③産地産業の維持

- 繊維産業、漆産業等、各工程が分散する産業の維持には、地域の産業の維持といった観点での支援が必要

④地域としてのブランド化

6次産業化、JAPANブランド、全国展開支援事業など

- 地域産品や観光資源等の地域資源のブランド化は、個社の努力のみならず地域としての取組が不可欠

⑤地域コミュニティの活性化

商店街振興、中心市街地活性化施策など

- 商店街、中心市街地の活性化のためには、そのエリア全体のビジョンを描くことが必要

⑥地域の需要に対する供給

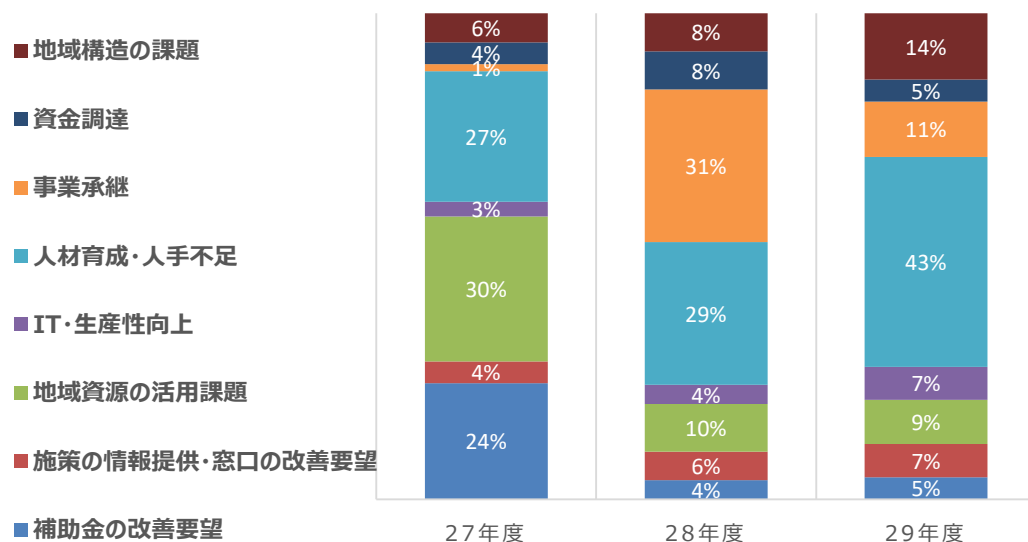
過疎SS対策など

- 地域の需要の重要な担い手となっており、代替性が効かない事業者への対応
(※) 灯油販売、介護事業者、ドラッグストアなど

(参考) “ちいさな企業”交流キャラバン実績の開催実績

- 平成27年度から、“ちいさな企業”交流キャラバンとして、事業者・市町村・支援機関と意見交換を実施。
- 当該3年の中で、補助金要望が減少し、人手不足、事業承継の要望が増加

	開催数	開催地	参加事業者数
平成27年度	8	北海道札幌市、宮城県栗原市、千葉県銚子市、三重県尾鷲市、京都府京丹後市、島根県雲南市、香川県丸亀市、熊本県天草市	116
平成28年度	9	北海道砂川市、岩手県二戸市、千葉県松戸市、石川県輪島市、兵庫県朝来市、鳥取県鳥取市、香川県東かがわ市、長崎県南島原市、沖縄県うるま市	151
平成29年度	7	北海道旭川市、青森県むつ市、静岡県浜松市、岐阜県各務原市、福井県高浜町、広島県廿日市市、宮崎県延岡市	110



事業者からの政策要望・提案の例

- ・女性従業員の確保、定着が課題。女性従業員が働きやすくなるよう、フランスのような家事代行支援してほしい。
- ・地域の農産物を加工して輸出していく際の通関手続き、防疫検査を効率化してほしい。
- ・補助金は、ビジネスチャンスの少ない地方の採択を優先してほしい。
- ・展示会への出展支援だけではなく、その前段階のデザイン支援とセットになった支援が欲しい。
- ・1社まるごとの事業承継ではなく、特定の事業だけを承継できる仕組みを作してほしい。
- ・ITシステム、ベンダーの特徴が一元的に分かる仕組みが欲しい。

今後のスケジュール（予定）

第11回（6月29日（金） 10：00～12：00）

＜テーマ＞

- ・サプライチェーンに関する課題について
（大手製造業からのプレゼンを予定）

第12回（7月12日（木） 13：30～15：30）

＜テーマ＞

- ・自治体と商工会等支援機関との連携の現状と課題について
（自治体、商工会等からのプレゼンを予定）

第13回（9月20日（木） 14：00～16：00）

＜テーマ＞

- ・中小企業・小規模事業者に関するIT化について
（中小・小規模ものづくり事業者の業務改善に向けたIT化、経営指導のITツールによる効率化、IT支援における中小企業診断士の活用等についてITベンダからのプレゼンを予定）

第14回（10月12日（金） 10：00～12：00）

＜テーマ＞

- ・産地産業の維持、地域のブランド化、公共的サービスの維持など地域の面的課題について
（産地の活性化、伝統工芸品の販路開拓等を行っている事業者からのプレゼンを予定）

第15回（11月中下旬）

- ・基本計画変更に向けた論点整理